

農地の転用には

許可が必要です！**農地転用とは？**

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、財部支所の農業委員会事務局、本庁の末吉分室、大隅支所の大隅分室で、受け付けております。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- 住宅を建築するため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金となります。

※ 4条・5条の許可を受けて転用が済んでも、地目の変更登記がなされていないものが散見されます。転用が済んだら速やかに地目変更登記をお願いします。なお、山林転用の場合は、植林後5年ほど経過しないと地目変更ができないこともあります。

猟友会と語る会

有害鳥獣対策については、毎年政策提言の中で、市長へ様々な助成等の要望を行ってききましたが、今回初めて曾於市内にある6団体の猟友会会長と農業委員農政部会員で意見交換会を平成29年10月12日(木)実施しました。現状として、ワナによる駆除が9割、銃による駆除が1割であり、課題として、猟友会の組織全体の高齢化や会員の兼業による駆除頻度の低下に伴う会員一人当たりの作業負担の増大が大きな課題の一つであります。隊員の作業負担は年々増加する中、シカ・イノシシ等により鳥獣被害は増加傾向にあります。

平成29年度、箱ワナを3基購入していただき活用していますが、駆除作業軽減の面からも毎年1基ずつでも箱ワナの購入をして欲しいという要望がありましたので、農業委員会としても市長へ継続して要望をしていきます。